

自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令

防衛庁訓令第50号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第24条第4項及び第29条並びに自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、自衛隊地方連絡部の組織等に関する訓令を次のように定める。

昭和31年7月31日

防衛庁長官 船田 中

自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令

改正	昭和31年12月13日庁訓第68号	昭和32年4月1日庁訓第21号
	昭和32年8月14日庁訓第47号	昭和33年2月1日庁訓第5号
	昭和33年6月7日庁訓第39号	昭和33年10月1日庁訓第94号
	昭和34年3月25日庁訓第14号	昭和34年6月29日庁訓第38号
	昭和34年11月14日庁訓第61号	昭和36年1月20日庁訓第3号
	昭和36年3月24日庁訓第10号	昭和36年6月12日庁訓第29号
	昭和36年10月17日庁訓第64号	昭和38年8月5日庁訓第34号
	昭和41年3月3日庁訓第4号	昭和44年12月17日庁訓第44号
	昭和47年6月28日庁訓第35号	昭和48年7月13日庁訓第35号
	昭和48年11月27日庁訓第60号	昭和49年7月19日庁訓第35号
	昭和50年7月26日庁訓第34号	昭和52年9月14日庁訓第31号
	昭和52年4月15日庁訓第8号	昭和53年5月13日庁訓第24号
	昭和54年3月27日庁訓第7号	昭和55年4月5日庁訓第15号
	昭和58年3月7日庁訓第4号	昭和60年12月21日庁訓第42号
	平成10年3月25日庁訓第12号	平成11年3月19日庁訓第6号
	平成12年3月22日庁訓第19号	平成13年3月15日庁訓第15号
	平成13年3月30日庁訓第43号	平成14年3月18日庁訓第4号
	平成14年5月14日庁訓第48号	平成15年3月28日庁訓第34号
	平成16年4月23日庁訓第51号	平成16年9月16日庁訓第71号
	平成17年3月30日庁訓第39号	平成17年9月14日庁訓第68号
	平成18年2月2日庁訓第1号	平成18年3月24日庁訓第4号
	平成18年3月27日庁訓第12号	平成18年7月28日庁訓第83号
	平成19年1月5日庁訓第1号	平成19年3月27日省訓第10号
	平成19年8月25日省訓第58号	平成21年12月25日省訓第66号
	平成22年6月30日省訓第29号	平成28年10月28日省訓第63号
	平成30年3月26日省訓第15号	

(地方協力本部の事務)

第1条 自衛隊地方協力本部(以下「地方協力本部」という。)においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部外との連絡及び協力に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科学校の生徒及び自衛隊法第98条第1項の規定により学資金を貸与される者(以下「自衛官等」という。)の募集に関すること。
- (4) 予備自衛官及び予備自衛官補の人事、人事記録、招集及び手当等に関すること。
- (5) 即応予備自衛官の招集等に関すること。
- (6) 自衛官の再就職援護業務の実施に関すること。
- (7) その他防衛大臣から特に命ぜられた事項に関すること。

(地方協力本部長)

第2条 地方協力本部長は、陸将補、海将補、空将補、1等陸佐、1等海佐若しくは1等空佐たる自衛官又は行政職俸給表(一)の職務の級の8級の事務官をもって充てる。

2 地方協力本部長は、当該地方協力本部の所在地を警備区域とする陸上自衛隊の方面隊の方面総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(副本部長)

第3条 地方協力本部に副本部長1人を置く。

2 副本部長は、本部長が自衛官である場合は事務官を、本部長が事務官である場合は自衛官をもって充てる。

3 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を行う。

(内部組織)

第4条 地方協力本部に、次の3課を置く。

総務課

募集課

援護課

2 前項に掲げるもののほか、自衛隊札幌地方協力本部(以下「札幌地方協力本部」という。)、自衛隊宮城地方協力本部(以下「宮城地方協力本部」という。)、自衛隊東京地方協力本部(以下「東京地方協力本部」という。)、自衛隊神奈川地方協力本部(以下「神奈川地方協力本部」という。)、自衛隊愛知地方協力本部(以下「愛知地方協力本部」という。)及び自衛隊福岡地方協力本部(以下「福岡地方協力本部」という。)に予備自衛官課を置く。

(総務課)

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること(他の課の所掌に属するもの

を除く。)

- (3) 部内の人事、給与、福利厚生及び衛生に関すること。
- (4) 経費及び収入の予算及び決算並びに会計事務に関すること。
- (5) 物品に関すること。
- (6) 国民保護及び災害対策に係る地方公共団体その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 前号に掲げるもののほか、部外との連絡及び協力に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。)
- (8) 広報に関すること（募集課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない事項に関すること。

(募集課)

第6条 募集課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 自衛官等の募集の計画に関すること。
- (2) 自衛官等の募集に関する部外との連絡に関すること。
- (3) 自衛官等の募集に関する広報に関すること。
- (4) 自衛官等の採用のための試験及び選考に関すること。
- (5) 自衛官等の採用予定者の欠格条項等の調査に関すること。
- (6) 自衛官等の採用通知に関すること。
- (7) 自衛官等の募集に関する統計に関すること。

(援護課)

第7条 援護課（札幌地方協力本部、宮城地方協力本部、東京地方協力本部、神奈川県地方協力本部、愛知地方協力本部及び福岡地方協力本部の援護課を除く。）においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 自衛官の再就職援護業務の実施に関すること。
- (2) 予備自衛官及び予備自衛官補の人事及び人事記録の整備保管に関すること。
- (3) 予備自衛官及び予備自衛官補の招集事務に関すること。
- (4) 予備自衛官及び予備自衛官補の手当の支給に関すること。
- (5) 即応予備自衛官の招集等に関すること。

2 札幌地方協力本部、宮城地方協力本部、東京地方協力本部、神奈川県地方協力本部、愛知地方協力本部及び福岡地方協力本部の援護課においては、前項第1号に掲げる事務をつかさどる。

(予備自衛官課)

第7条の2 予備自衛官課においては、前条第1項第2号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(課長)

第8条 課に課長を置く。

2 課長は、地方協力本部長の命を受け、課務を掌理する。

(出張所)

第8条の2 自衛隊法施行令第48条の2の規定による地方協力本部の出張所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(出張所の所掌事務)

第8条の3 出張所においては、地方協力本部の事務のうち第1条第1号から第3号に掲げる事務の一部を分掌する。

(統合幕僚長及び陸上幕僚長の行う職務)

第9条 地方協力本部に対する防衛大臣の指揮監督は、陸上幕僚長を通じて行うものとする。ただし、統合幕僚監部の所掌事務に係るものにあつては、統合幕僚長を通じて行うものとする。

2 陸上幕僚長は、前項の規定に基き次の各号に掲げる職務を行う場合は、海上幕僚長及び航空幕僚長と協議しなければならない。

(1) 組織及び定員に関すること。

(2) 業務計画の作成に関すること。

(3) 予算の見積に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、地方協力本部の運営に関し重要と認められる事項に関すること。

(業務援助の申出)

第10条 地方協力本部長は、業務上必要があると認めるときは、それぞれ別表第2に掲げる陸上自衛隊の防衛大臣直轄部隊等の長又は陸上総隊司令官若しくは方面総監の指定する部隊等の長に援助を求めることができる。

2 地方協力本部長は、第1条第1号、第2号又は第3号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、自衛艦隊司令官、もよりの地方総監若しくは基地隊司令又は基地司令に援助を求めることができる。

3 陸上自衛隊の防衛大臣直轄部隊の長、陸上総隊司令官及び方面総監の指定する部隊等の長、自衛艦隊司令官、地方総監、基地隊司令並びに基地司令は、前2項の規定により地方協力本部から援助を求められたときは、業務に支障のない限り、これに応じなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和31年8月1日から施行する。ただし、第1条第4号及び第5条第10号の規定は、同年10月1日から施行する。

2 陸上自衛隊地方連絡部の組織等に関する訓令（昭和29年陸上自衛隊訓令第3号）は、廃止する。

附 則（昭和31年12月13日防衛庁訓令第68号）

この訓令中、神町駐とん地司令に係る部分は昭和31年12月13日から、北熊本駐とん地司令に係る部分は同年同月15日から施行する。

附 則（昭和32年4月1日防衛庁訓令第21号）

この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和32年8月14日防衛庁訓令第47号）

この訓令は、昭和32年9月10日から施行する。

附 則（昭和33年2月1日防衛庁訓令第5号）

この訓令は、昭和33年2月1日から施行する。

附 則（昭和33年6月7日防衛庁訓令第39号）抄

この訓令は、昭和33年6月26日から施行する。

附 則（昭和33年10月1日防衛庁訓令第94号）

この訓令は、昭和33年10月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月25日防衛庁訓令第14号）抄

- 1 この訓令は、昭和34年4月1日から施行し、昭和35年度以降を対象とする業務計画から適用する。

附 則（昭和34年6月29日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、昭和34年7月16日から施行する。

附 則（昭和34年11月14日防衛庁訓令第61号）

この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和36年1月20日防衛庁訓令第3号）

この訓令は、昭和36年1月20日から施行する。

附 則（昭和36年3月24日防衛庁訓令第10号）

この訓令は、昭和36年3月25日から施行する。

附 則（昭和36年6月12日防衛庁訓令第29号）

この訓令は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則（昭和36年10月17日防衛庁訓令第64号）

この訓令は、昭和36年10月17日から施行する。

附 則（昭和38年8月5日防衛庁訓令第34号）

この訓令は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則（昭和41年3月3日防衛庁訓令第4号）

この訓令は、昭和41年3月10日から施行する。

附 則（昭和44年12月17日防衛庁訓令第44号）

この訓令は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月28日防衛庁訓令第35号）

この訓令は、昭和47年7月15日から施行する。

附 則（昭和48年7月13日防衛庁訓令第35号）

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年11月27日防衛庁訓令第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和49年7月19日防衛庁訓令第35号）

この訓令は、昭和49年9月3日から施行する。

附 則（昭和50年7月26日防衛庁訓令第34号）

この訓令は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月14日防衛庁訓令第31号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月15日防衛庁訓令第8号）抄

- 1 この訓令は、昭和52年4月15日から施行し、昭和53年度以後の年度を対象として作成する防衛諸計画から適用する。

附 則（昭和53年5月13日防衛庁訓令第24号）

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月27日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月5日防衛庁訓令第15号）

この訓令は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則（昭和58年3月7日防衛庁訓令第4号）

この訓令は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日防衛庁訓令第42号）抄

1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。〔ただし書略〕

2 この訓令（前項ただし書に規定する改正規定並びに第7条〔略〕による改正後の各訓令の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（平成10年3月25日防衛庁訓令第12号）抄

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月19日防衛庁訓令第6号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成12年3月22日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成13年3月15日防衛庁訓令第15号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成13年3月30日防衛庁訓令第43号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月18日防衛庁訓令第4号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成14年5月14日防衛庁訓令第48号）

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日防衛庁訓令第34号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月23日防衛庁訓令第51号）

この訓令は、平成16年5月10日から施行する。

附 則（平成16年9月16日防衛庁訓令第71号）

この訓令は、平成16年10月12日から施行する。

附 則（平成17年3月30日防衛庁訓令第39号）

この訓令は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則（平成17年9月14日防衛庁訓令第68号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月2日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日防衛庁訓令第4号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日防衛庁訓令第12号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日防衛庁訓令第83号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日防衛省訓令第10号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成19年8月25日防衛省訓令第58号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

3 自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第50号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第5条第2項を削る。

別表第3を削る。

附 則（平成21年12月25日防衛省訓令第66号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日防衛省訓令第29号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年10月31日防衛省訓令第63号）（抄）
この訓令は、平成28年10月31日から施行する。

附 則（平成30年3月26日防衛省訓令第15号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

別表第1（第8条の2関係）

名 称	位 置
自衛隊札幌地方協力本部苫小牧出張所	苫小牧市
自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所	名寄市
自衛隊帯広地方協力本部釧路出張所	釧路市
自衛隊岩手地方協力本部一関出張所	一関市
自衛隊秋田地方協力本部大館出張所	大館市
自衛隊山形地方協力本部鶴岡出張所	鶴岡市
自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所	会津若松市
自衛隊茨城地方協力本部日立出張所	日立市
自衛隊群馬地方協力本部太田出張所	太田市
自衛隊千葉地方協力本部船橋出張所	船橋市
自衛隊東京地方協力本部港出張所	東京都港区
自衛隊東京地方協力本部台東出張所	東京都台東区
自衛隊東京地方協力本部江東出張所	東京都江東区
自衛隊東京地方協力本部大田出張所	東京都大田区
自衛隊東京地方協力本部豊島出張所	東京都豊島区
自衛隊東京地方協力本部立川出張所	立川市
自衛隊神奈川地方協力本部横浜出張所	横浜市
自衛隊神奈川地方協力本部川崎出張所	川崎市

自衛隊新潟地方協力本部長岡出張所	長岡市
自衛隊長野地方協力本部飯田出張所	飯田市
自衛隊静岡地方協力本部浜松出張所	浜松市
自衛隊石川地方協力本部七尾出張所	七尾市
自衛隊岐阜地方協力本部高山出張所	高山市
自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所	名古屋市
自衛隊愛知地方協力本部岡崎出張所	岡崎市
自衛隊大阪地方協力本部阿倍野出張所	大阪市
自衛隊大阪地方協力本部堺出張所	堺市
自衛隊大阪地方協力本部守口出張所	守口市
自衛隊兵庫地方協力本部神戸出張所	神戸市
自衛隊兵庫地方協力本部豊岡出張所	豊岡市
自衛隊島根地方協力本部浜田出張所	浜田市
自衛隊岡山地方協力本部津山出張所	津山市
自衛隊広島地方協力本部尾道出張所	尾道市
自衛隊山口地方協力本部下関出張所	下関市
自衛隊徳島地方協力本部三好出張所	徳島県三好市
自衛隊愛媛地方協力本部新居浜出張所	新居浜市
自衛隊福岡地方協力本部北九州出張所	北九州市
自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所	唐津市

自衛隊長崎地方協力本部佐世保出張所	佐世保市
自衛隊熊本地方協力本部八代出張所	八代市
自衛隊宮崎地方協力本部延岡出張所	延岡市
自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所	薩摩川内市
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市

別表第2(第10条関係)

援助する防衛大臣直轄部隊等の長	援助を受ける地方協力本部長
陸上自衛隊施設学校長	茨城地方協力本部長
陸上自衛隊高射学校長	千葉地方協力本部長
陸上自衛隊中央会計隊長 陸上自衛隊中央業務支援隊長	東京地方協力本部長
陸上自衛隊中央輸送隊長	神奈川地方協力本部長
陸上自衛隊富士学校長	静岡地方協力本部長